

小規模事業者等活性化事業補助金

目的	南会津町内に事業所を有する小規模事業者等の経営安定や持続発展を支援します。	
対象者	町内に事業所を有する小規模事業者等で南会津町商工会から推薦を受けた事業者 ※小規模事業者等とは中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模事業者等 ※南会津町地域活力創生事業補助金の補助対象者は対象外となります。	
対象外業種	農業、漁業、金融・保険業、病院、一般診療所及び歯科診療所 風俗営業等の規制に関する法律に規定する許可または届出が必要な営業を行う事業所 等	
対象事業・対象経費・補助率	1 事業の拡大、生産効率の向上等に供する事業	
	補助対象経費	(1)店舗等の改修に係る経費(付帯設備工事を含む。) (2)生産設備等の導入又は更新に係る費用
	補助率	対象経費の合計額の1/2以内(上限額:20万円)
	2 新たな事業展開に対応するための事業(発展性又は経営安定化への効果が認められるもの)	
	補助対象経費	設備等の導入に係る経費、工具器具費、消耗品費等で対象事業の実施に直接要する経費
	補助率	対象経費の合計額の1/2以内(上限額:30万円)
	3 新商品・新製品開発事業(販路拡大又は事業拡大が見込めるもの)	
	補助対象経費	原材料費、設備等の導入に係る経費、工具器具費、外注加工費、システム構築費等で対象事業の実施に直接要する経費
	補助率	対象経費の合計額の1/2以内(上限額:20万円)
	4 製品等の販路開拓のための展示会等参加事業(小売を主目的にしたものを除く)	
	補助対象経費	展示会等出展料、展示物等の運搬費、広報費、旅費、宿泊費、消耗品費等で対象事業の実施に直接要する経費(2人分まで)
	補助率	対象経費の合計額の1/3以内(県外の場合:10万円、国外の場合:20万円)
交付フロー	5 新型コロナウイルス感染症対策事業	
	補助対象経費	感染予防のための設備等の導入に係る経費
	補助率	対象経費の合計額2/3以内(上限額:30万円)
	6 経営改善、業態変更等に伴う専門家活用事業	
補助対象経費	専門家に対する謝金、旅費等で専門家の活用に直接要する経費	
補助率	対象経費の合計額の2/3以内(上限額:30万円)	
交付フロー	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交付申請</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交付決定</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業着手</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実績報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交付請求</div> <div style="font-size: 2em;">➡➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金交付</div> </div>	

問合せ先

南会津町役場商工観光課 商工振興係 TEL0241-62-6200